政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十三号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条―第三十三条」を「第三十一条」に、「第三十四条―第三十六条」を「第三十二条―第三十四条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第三十五条―第三十七条」に、「第四十条―第四十二条」を「第三十八条―第四十条」に改める。

第三十一条を削る。

第三十二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、規制改革会議を置く。

第二章中第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を削る。

第三章中第三十四条を第三十二条とし、第三十五条を第三十三条とし、第三十六条を第三十四条とする。

第四章中第三十七条を第三十五条とし、第三十八条を第三十六条とし、第三十九条を第三十七条とする。

第五章中第四十条を第三十八条とし、第四十一条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年十月八日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（税制調査会令の廃止）

2　税制調査会令（昭和三十七年政令第百五十六号）は、廃止する。

（税制調査会の委員等の任期に関する経過措置）

3　この政令の施行の日の前日において従前の税制調査会の委員又は特別委員若しくは専門委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の税制調査会令第三条第二項又は第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　藤井　裕久

告　示

○総務省告示第四百七十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十二号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月七日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧	代表者の氏名
平成二十一年九月九日	公明党（こうめいとう）	新	旧	太田　昭宏

○総務省告示第四百七十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十一年自治省告示第十三号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月七日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧	代表者の氏名
平成二十一年九月九日	公明党（こうめいとう）	新	旧	太田　昭宏

○政治資金適正化委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名	
三〇〇六	二一、九、一八	松田　繁	
三〇〇七	二一、九、一八	名倉　幸一	
三〇〇八	二一、九、一八	徳井　廣志	
三〇〇九	二一、九、一八	林　俊彰	
三〇一〇	二一、九、一八	髙橋雄一郎	
三〇一一	二一、九、一八	永井　晄	
三〇一二	二一、九、一八	山尾　秀則	
三〇一三	二一、九、一八	遠山　景一	
三〇一四	二一、九、一八	石田　直美	
三〇一五	二一、九、一八	笹岡　憲一	
三〇一六	二一、九、一八	嶋村　昌志	
三〇一七	二一、九、一八	立花　賢治	
三〇一八	二一、九、一八	松本　猛	
三〇一九	二一、九、一八	植中　紀夫	
三〇二〇	二一、九、一八	山崎　泰	
三〇二一	二一、九、一八	安部修太郎	
三〇二二	二一、九、一八	明松　優	
三〇二三	二一、九、一八	岡田　誠彦	
三〇二四	二一、九、一八	福本　佐恵	
三〇二五	二一、九、一八	海老原　薫	
三〇二六	二一、九、一八	酒田　宏隆	
三〇二七	二一、九、一八	佐藤　克治	
三〇二八	二一、九、一八	小泉　眞人	
三〇二九	二一、九、一八	加瀬　明彦	
三〇三〇	二一、九、一八	三谷　清重	
三〇三一	二一、九、一八	勝山　章宏	
三〇三二	二一、九、一八	添田　紳督	
三〇三三	二一、九、一八	小峰　芳枝	
三〇三四	二一、九、一八	鈴木　洋敬	
三〇三五	二一、九、一八	渡邊　哲朗	

○法務省告示第四百六十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十月七日

法務大臣　千葉　景子

住所　石川県金沢市入江１丁目579番地
崔憲吉　昭和47年９月11日生

住所　広島県廿日市市宮内2098番地25
アナリザ・アルメダ・ワタナベ　昭和43年２月７日生

ザグレブ・アルメダ・パスクァ　平成２年８月21日生